

岐阜県厚生農業協同組合連合会「一般事業主行動計画」

本会は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」および「育児・介護休業法」に基づき、職場環境整備への取り組みを着実に前進させるべく令和8年3月26日に以下のとおり一般事業主行動計画を策定し取り組みます。

1. 計画期間 令和 8年 4月 1日～令和13年 3月31日までの5年間
2. 取組目標
 - 1) 採用した労働者に占める女性労働者の割合を4割以上とする。
 - 2) 女性労働者の平均勤続年数を10年以上とする。
 - 3) 男性労働者の育児休業取得率を50%以上とする。
3. 取組内容
 - ① 出産・育児・介護を通じて女性が継続就業し、再び職場に戻り活躍できる環境づくり
 - ② 育児短時間勤務を取得しやすい職場づくり
 - ③ 年次有給休暇（時間有給を含む）を取得しやすい職場づくり
 - ④ 子の看護等休暇、介護休暇や養育両立支援休暇を柔軟に取得できる環境づくり
 - ⑤ 男性の育児休業を柔軟に取得できる環境づくり
4. 周知方法 各職場（部署）の見やすい場所に掲示する。
5. 外部公表 本会のホームページに取組状況を公表する。
 - ① 一般事業主行動計画
 - ② 職場環境整備に関する情報
 - *採用した労働者に占める女性労働者の割合（部門別）
 - *男女の平均勤続年数の差異（部門別）
 - *男女の賃金の差異
 - *管理職に占める女性労働者の割合
 - *男女の育児休業の取得率

以上